

# 參考資料



## 会計検査院「平成 27 年度決算検査報告」における 不適切に支払われた介護給付費について

### 【適切とは認められない支払の実態】

会計検査院が行った実地検査の結果、別紙のとおり平成 18 年度から 27 年度までの間における介護給付費の支払について、14,428 件、21,700 千円が適切ではないとされた。

今後は、このような事態を招くことのないよう事業者等に対する必要な助言及び適切な指導を行い、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう取り組まれない。

具体的には、介護報酬の算定に当たり、

- ① 通所介護については、14 事業者が事業者の規模区分を誤っていた。
- ② 介護福祉施設サービスについては、4 事業者が医師の判断によらずに施設の都合等で個室を利用した場合においても多床室の単位数により介護報酬を算定していた。

上記のほか、介護療養施設サービス、介護保健施設サービス、短期入所生活介護、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の 5 つの介護サービスについて、7 事業所が単位数の算定を誤り、介護報酬を過大に請求していた。

## 介護給付費に係る国の負担が不当

1件 不当金額(支出) 2170万円  
 (前年度 1件 5775万円)

## 1 制度の概要

介護保険は、要介護状態又は要支援状態となった者に対して、必要な保険給付を行うものであり、市区町村等が保険者、その区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

介護サービス事業者が要介護者等に対して介護サービスを提供して請求することができる介護報酬は、算定基準等で定められた単位数に単価を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、市区町村等は、原則として、介護報酬の100分の90に相当する額又は介護報酬の全額を介護サービス事業者を支払うこととなっている（以下、市区町村等が支払う介護報酬の額を「介護給付費」という。）。

## 2 検査の結果

検査の結果、22事業者に対して117市区町村等が行った平成18年度から27年度までの間における介護給付費の支払が計14,428件、72,374,264円過大となっていて、これに対する国の負担額21,700,361円が不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。なお、同一の事業者が複数の事態に該当しているものがある。

## ア 通所介護

14事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていた。このため、介護給付費の支払が計9,160件、46,461,193円過大となっていて、これに対する国の負担額14,292,662円は負担の必要がなかった。

## イ 介護福祉施設サービス

4事業者は、医師の判断によらずに施設の都合等で個室を利用した場合においても多床室の単位数により介護報酬を算定していた。このため、介護給付費の支払が計529件、8,975,566円過大となっていて、これに対する国の負担額2,393,540円は負担の必要がなかった。

## ウ その他の介護サービス

ア及びイのほか、介護療養施設サービス、介護保健施設サービス、短期入所生活介護、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の5介護サービスについて、7事業者は、単位数の算定を誤り介護報酬を過大に算定していた。このため、介護給付費の支払が計4,739件、16,937,505円過大となっていて、これに対する国の負担額5,014,159円は負担の必要がなかった。

以上を事業者の所在する都県等別に示すと次のとおりである。

(単位:件、千円)

都県等名	実施主体 (事業者数)	年 度	過大に支払われた 介護給付費の件数	過大に支払われた 介護給付費	不当と認める 国の負担額	摘 要
札幌市	2市町(1)	26、27	647	2,373	726	ア
福島県	22市町村(3)	25～27	3,735	7,237	2,204	ア、ウ
いわき市	6市町(1)	25、26	185	6,088	1,907	ア
埼玉県	11市区(2)	24、25	1,426	4,482	1,372	ア
東京都	40市区町(1)	23～25	956	3,349	1,143	ウ
静岡県	8市町(3)	22～24	2,680	12,860	3,970	ア
三重県	15市町等(6)	18～22	2,345	20,621	5,672	イ、ウ
滋賀県	8市町(1)	24、25	196	3,233	987	ア
大阪市	1市(1)	24、25	341	3,959	1,209	ア
和歌山市	5市町(1)	26	486	5,364	1,641	ア
沖縄県	3市等(2)	23、24	1,431	2,803	863	ア
計	117実施主体(22)	18～27	14,428	72,374	21,700	

注(1) 計欄の実施主体数は、都県等の間で実施主体が重複することがあるため、各都県等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄のア、イ及びウは、本文の介護サービスの種類の別に対応している。